

第4章 中小企業の会計実務における 「中小企業の会計に関する指針」

「中小企業の会計に関する指針」は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。これは、平成17年8月1日に日本公認会計士協会、日本税理士連合会、日本商工会議所、ならびに企業会計基準委員会により公表され、平成18年4月25日、平成19年4月27日、平成20年5月1日と順次改正された。

かつて中小企業は、金融機関からの融資を受ける場合、不動産担保か保証人なくしては不可能であった。逆に見れば、不動産担保さえあれば企業の業績にかかわらず借り入れが可能であった。ここでは、企業に会計政策の中心は、税務政策にあった。会計処理も税法基準に拠れば公正なる会計慣行と判断されていた。

しかしながら、バブル経済崩壊により不動産価値の下落が始まり、金融機関にとっては不動産の担保価値が下がり、融資の絶対条件とはならなくなってしまった。貸付の条件は、担保価値から収益性からなる返済能力へ移行した。ここで、かつて税務申告を中心に作成されていた財務諸表が、資金の返済能力を示す資料としての側面も重視しなくなってきた。

また、バブル経済崩壊後企業の倒産件数も増加し、取引を開始する際に信用調査も重視されるようになり、財務諸表は企業の信用性を示す資料として、中小企業にとってより重要性を増した。

本来、企業の規模の関係なく会計基準が適用されるべきである。しかしながら、投資家を始め会計情報の利用者が限られる中小企業において、投資の意思決定に対する役立ちを重視する会計基準を一律に強制適用することが、コスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切とは言えない場合がある。そこでは、配当制限や課税所得計算など、利害調整の役立ちに、より大きな役割が求められる。また、中小企業においては、経営者自らが企業経営の実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割として大きいと考えられる。

「中小企業の会計に関する指針」は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることいが望ましい会計処理や注記等を示すものである。また、会社法において、取締役と共同して計算書類の作成を行う「会計参与制度」が導入された。会計参

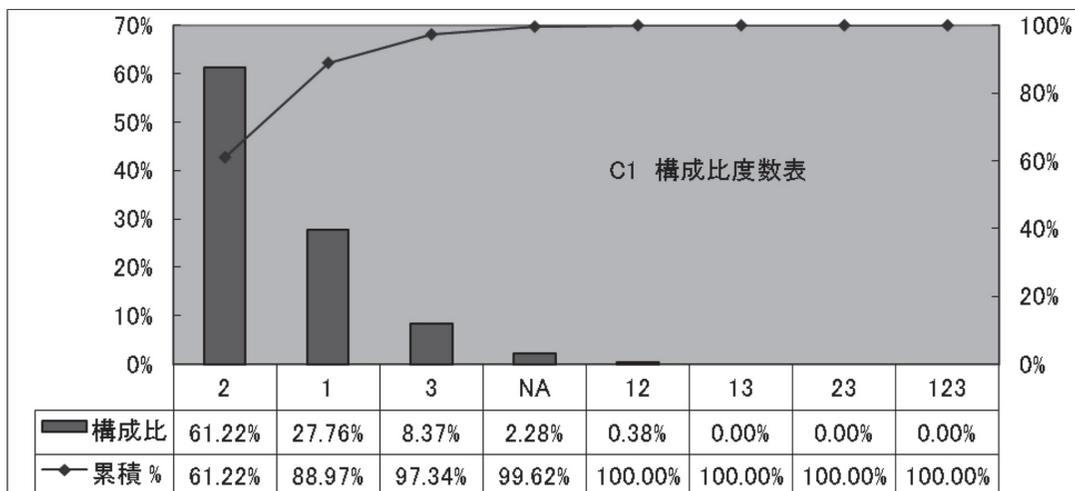
与が取締役と共同して計算書類を作成するにあたって拠ることが適当な会計の在り方を示すものである。

中小企業が決算書を作成する際の「中小企業の会計に関する指針」にどれだけ適用しているかを確認する書類として「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストが、日本税理士連合会によって公表されている。このチェックリストは、中小企業が金融機関から融資を受ける際に提出した場合、財務諸表の信頼性の評価基準の一つとしてその適用状況を考慮し、融資額の上限や金利等に影響を及ぼす。また、保証協会の保証を受ける際、保証料の減額等優遇される。保証協会の保証は、担保や保証人を用意できない中小企業の融資の有無に大きな影響を及ぼす。「中小企業の会計に関する指針」の認識及び利用状況の実態は、この指針の問題を明らかにすると考えアンケートを行った。

しかしながら、「中小企業の会計に関する指針」は、中小企業の経営者がすべて理解するには専門性が高く、すべての経営者が理解できているとは考え難い。また、税法基準を第一に考えてきた中小企業にとって、損金算入が認められない費用・損失も多く、利益概念の乖離が非常に大きな問題となり、経営者に混乱を生じさせている。中小企業において企業自身が財務諸表を作成することは稀で、多くの場合税理士が付随業務として財務諸表を作成しているのが現状である。そのため「中小企業の会計に関する指針」について、中小企業の経営者よりも、彼らに対し指導的立場にある税理士に実態を尋ねた方が、掘り実態が明らかにできると考えた。

図表 4 - 1 中小企業会計指針の認知度

データ 区間	頻度	構成比	累積 %	累積度数			
				データ 区間	頻度	構成比	累積 %
1	73	27.76%	28.40%	2	161	61.22%	61.22%
2	161	61.22%	91.05%	1	73	27.76%	88.97%
3	22	8.37%	99.61%	3	22	8.37%	97.34%
12	1	0.38%	100.00%	NA	6	2.28%	99.62%
13	0	0.00%	100.00%	12	1	0.38%	100.00%
23	0	0.00%	100.00%	13	0	0.00%	100.00%
123	0	0.00%	100.00%	23	0	0.00%	100.00%
NA	6	2.28%	100.00%	123	0	0.00%	100.00%
合計	263	100.00%	719.07%	合計	263	100.00%	100.00%



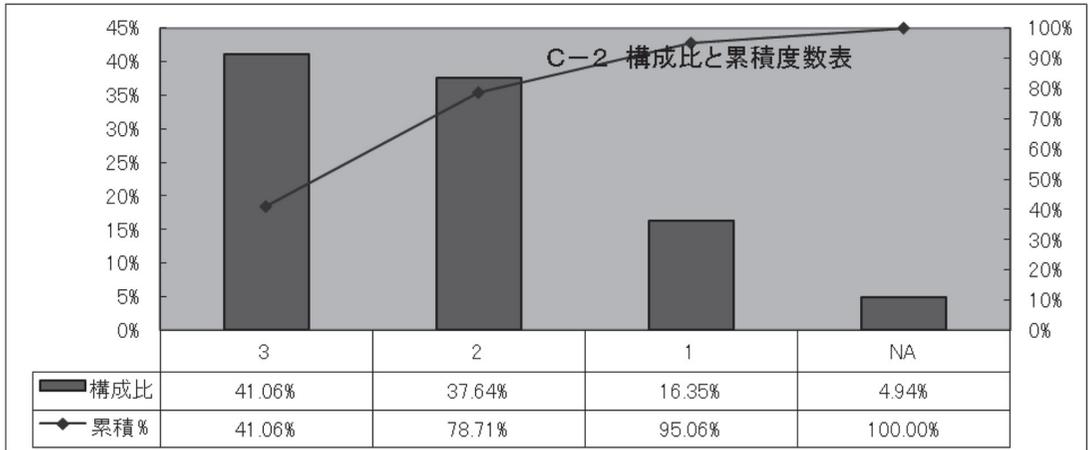
まず、「C-1 中小企業の会計の指針の内容について知っていますか」という問いに対して 257 名（97.71%）から有効回答を得た。

2. のある程度知っているという回答が 161 名で最も多く 61.22% を占めた。1. のよく知っているは、73 名で 27.76% であった。3. の詳しく知らないは 22 名で 8.37%、4. の知らないは、1 名で 0.38%、6 名が無回答だった。顧問先企業の融資の際、金融機関や保証協会からチェックリストの提出が求められることから多くの税理士が知っていると答えている。これは、中小企業庁が企業にアンケート調査を行った結果で「中小企業に関する会計の指針」のに認知度が 44% 出会った結果に比べるとかなり高い数値となっている。

次いで、「中小企業の会計に関する指針」の採用状況について尋ねた。

図表 4 - 2 中小企業会計指針の採用

データ 区間	頻度	構成比	累積 %	累積度数			
				データ 区間	頻度	構成比	累積 %
1	43	16.35%	16.35%	3	108	41.06%	41.06%
2	99	37.64%	53.99%	2	99	37.64%	78.71%
3	108	41.06%	95.06%	1	43	16.35%	95.06%
NA	13	4.94%	100.00%	NA	13	4.94%	100.00%
合計	263	100.00%	100.00%	合計	263	100.00%	100.00%
3 の一 部							
a	39						
b	34						



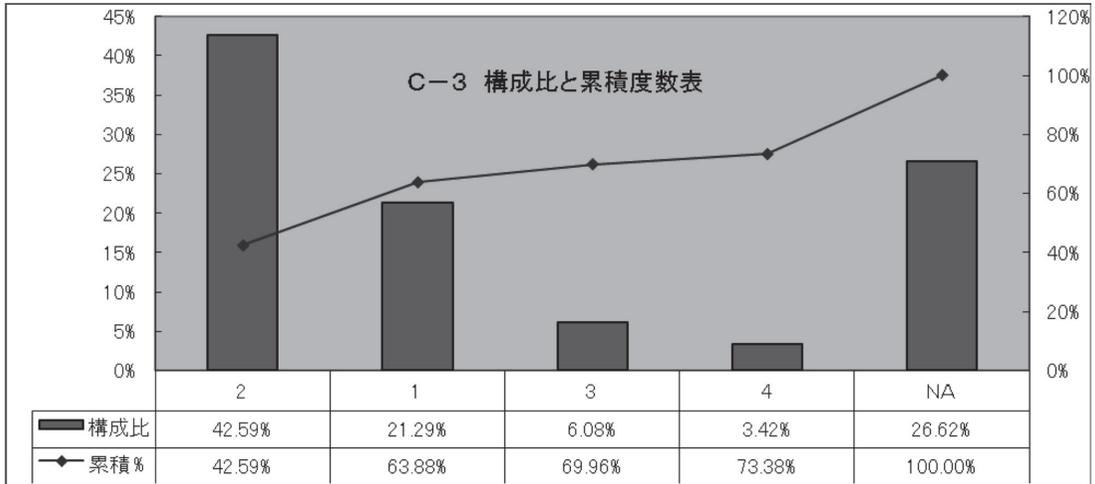
有効回答数は、250名で95.10%であった。1.のすべての企業に採用しているが43名で16.35%。2.の一部の企業に採用しているが99名で37.64%であった。全く採用していないが最も多く108名で41.06%を占めていた。全く採用していないという回答者に将来の採用についての質問に対し、将来の採用を検討中が39名

検討していないが34名であった。

採用しない理由について質問を行った。

図表4-3 不採用の理由

データ区間	頻度	構成比	累積%
2	112	42.59%	42.59%
1	56	21.29%	63.88%
3	16	6.08%	69.96%
4	9	3.42%	73.38%
NA	70	26.62%	100.00%
合計	263	100.00%	100.00%

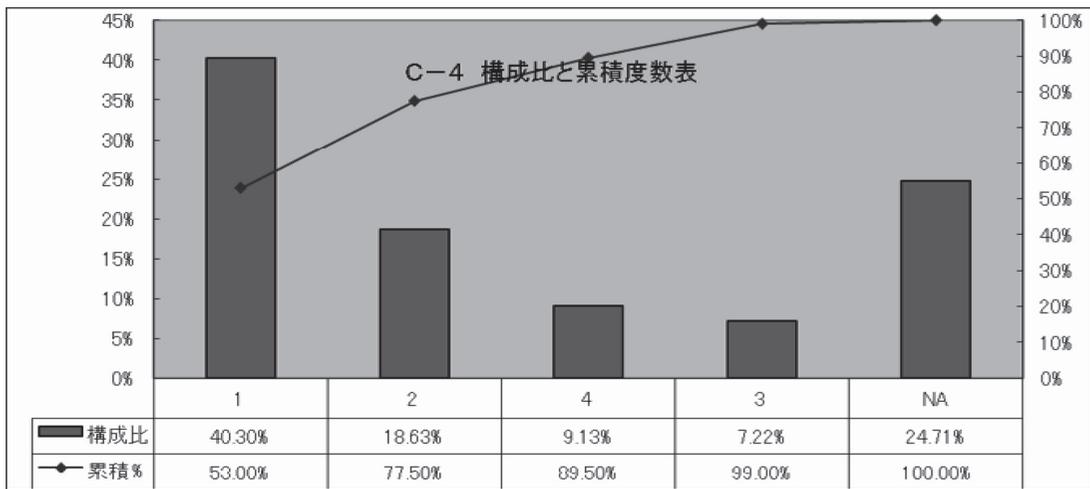


2. の、顧問先に採用のメリットがないという回答が最も多く 112 名で 42.59% であった。次いで 1. の顧問先企業に対応能力がないで 56 名で 21.29%。3. は、会計事務所の負担が増えるためで 16 名 6.08%。4. その他は 9 名で 3.42% であった。これは、融資の際、一部に「中小企業の会計の指針」に拠らない個所があっても、チェックリストにその旨を記入すればそれなりの効果が得られるため、完全な準拠を避ける傾向があると思われる。むしろ「中小企業の会計の指針」に完全にのっとり財務諸表を作成すると、財務諸表では赤字になるにもかかわらず、法人税の申告書では黒字になってしまうなど、財務会計と税務会計の乖離が影響していると思われる。これらの要因が、採用のメリットがないという回答につながっていると思われる。

最後に、主要な採用目的について質問を行った。1. は、資金調達を容易にするためが 106 名 40.30% で最も多かった。次いで 2. の、管理目的が 49 名で 18.63%。三番目の理由が、課税所得を計算するが 24 名の 9.13%。4. の利益計算目的が最も少なく、19 名で 7.22%。

図表 4 - 4 採用目的

データ区間	頻度	構成比	累積 %
1	106	40.30%	53.00%
2	49	18.63%	77.50%
4	24	9.13%	89.50%
3	19	7.22%	99.00%
NA	65	24.71%	100.00%
合計	263	100.00%	100.00%



採用が金融機関の融資と強く結び付いていることが分かった。「中小企業の会計関する指針」の普及は、金融機関との信頼関係が築くことができるか否かが重要なキーポイントになると考える。チェックリストの重要性が今後どのように変わっていくか、特に作成する税理士の姿勢が問われてくると思われる。